平成２２年（フ）第６２０号
群馬県前橋市文京町２丁目９番25―102号　ハイツ大島
債務者　児島　元道
1　決定年月日時　平成22年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで　前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第６２４号
群馬県伊勢崎市安堀町333番地１　ビクトリーマンション103
債務者　齋藤　美奈
1　決定年月日時　平成22年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで　前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第６２６号
群馬県伊勢崎市田部井町１丁目1036番地４　グランドールエストＡ202
債務者　堀　　希（旧姓平石）
1　決定年月日時　平成22年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで　前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第６４４号
群馬県吾妻郡草津町大字草津610番地１　79―Ｈ棟250号
債務者　黒岩アルファ　アリド（旧姓ダ・アントス）
1　決定年月日時　平成22年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで　前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第５５１号
新潟県五泉市船越989番地５、申立時の住所　新潟県五泉市土堀16番地２
債務者　鈴木　　進
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５５２号
新潟県五泉市船越989番地５、申立時の住所　新潟県五泉市土堀16番地２
債務者　鈴木　君枝
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５５３号
新潟県五泉市馬下2329番地　県営団地143号、前住所新潟県五泉市土堀16番地２
債務者　鈴木　裕一
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６９３号
新潟市中央区東幸町４番10号　ダイアパレスロイヤルシティ東幸町東棟1109号
債務者　栗山　博子
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６９５号
新潟市中央区烏帽子町3107番地
債務者　宮原　貴江
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第７０２号
新潟市北区木崎2229番地５
債務者　奥田　修一
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第７０３号
新潟市西区寺尾西５丁目18番33号　コーポ咲204号、前住所新潟市中央区山二ツ３丁目30番16号　ポピア新潟Ⅱ103号
債務者　長谷川正夫
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第７０５号
新潟市秋葉区新町１丁目３番６号　レオパレスメディオ新津204号、前住所新潟市秋葉区秋葉１丁目４番17―33号
債務者　伊藤　光二
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第７１２号
新潟市中央区上所中３丁目５番14号
債務者　阿部カヨ子
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５２９号
静岡県沼津市本錦町689番地の７　オカダマンション101
債務者　佐野　昌美
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第５５２号
静岡県駿東郡長泉町東野608番地の262
債務者　佐野　果織
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第５５９号
静岡県沼津市高沢町１番20号　メゾン沼津高沢1302、前住所神奈川県横浜市港北区箕輪町３丁目24番30号
債務者　賣野　貴洋
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第４６３号
愛知県一宮市萩原町西御堂字虫祭２番地　県営西御堂住宅５棟701号
債務者　中村　弘明
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで　名古屋地方裁判所一宮支部